

改正後

秋田県石炭灰リサイクル再生砕石  
使用基準

令和5年4月

秋田県建設部

改正前

秋田県石炭灰リサイクル再生砕石  
使用基準

平成27年12月

秋田県建設部

### 秋田県石炭灰リサイクル再生砕石使用基準

1. 総則 ～ 2. 石炭灰の管理 (略)

3. 環境安全性に係る管理基準

石炭灰再生砕石は、有害物質の溶出および含有量などについての確認試験の結果、表2-1の規定に適合したものでなければならない。

表2-1 有害物質の溶出および含有量基準等

項 目	規 格 値	
	溶出量基準 (mg/ℓ以下)	含有量基準 (mg/kg 以下)
カドミウム	0.003	45
鉛	0.01	150
六価クロム	0.05	250
ひ素	0.01	150
水銀	0.0005	15
セレン	0.01	150
ふっ素	0.8	4000
ほう素	1	4000
試験方法	JIS K 0058-1 利用有姿：最も配慮 すべき暴露環境	JIS K 0058-2 利用有姿：最も配慮 すべき暴露環境

(略)

### 秋田県石炭灰リサイクル再生砕石使用基準

1. 総則 ～ 2. 石炭灰の管理 (略)

3. 環境安全性に係る管理基準

石炭灰再生砕石は、有害物質の溶出および含有量などについての確認試験の結果、表2-1の規定に適合したものでなければならない。

表2-1 有害物質の溶出および含有量基準等

項 目	規 格 値	
	溶出量基準 (mg/ℓ以下)	含有量基準 (mg/kg 以下)
カドミウム	0.01	150
鉛	0.01	150
六価クロム	0.05	250
ひ素	0.01	150
水銀	0.0005	15
セレン	0.01	150
ふっ素	0.8	4000
ほう素	1	4000
試験方法	JIS K 0058-1 利用有姿：最も配慮 すべき暴露環境	JIS K 0058-2 利用有姿：最も配慮 すべき暴露環境

(略)

4. 路盤材への利用 ～ 6. 使用基準の見直し (略)

7. 適用年月日

平成27年12月 1日から適用する。

令和5年4月1日から適用する。(環境安全性に係る管理基準改定)

#### 参考資料

- ・ JIS A1102 骨材のふるい分け試験方法
- ・ JIS A1121 ロサンゼルス試験機による粗骨材のすりへり試験方法
- ・ JIS A1205 土の液性・塑性限界試験方法
- ・ JIS A1211 CBR試験方法
- ・ JIS K0058-1 スラグ類の化学物質試験方法第1部溶出量試験方法
- ・ JIS K0058-2 スラグ類の化学物質試験方法第2部含有量試験方法
- ・ コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書(平成24年3月 経済産業省産業技術環境局産業基盤標準化推進室)
- ・ 舗装再生便覧(平成22年版 (社)日本道路協会)
- ・ 舗装の構造に関する技術基準・同解説(平成13年9月 (社)日本道路協会)
- ・ 舗装調査・試験法便覧(平成31年3月 (社)日本道路協会)

4. 路盤材への利用 ～ 6. 使用基準の見直し (略)

7. 適用年月日

平成27年12月 1日から適用する。

#### 参考資料

- ・ JIS A1102 骨材のふるい分け試験方法
- ・ JIS A1121 ロサンゼルス試験機による粗骨材のすりへり試験方法
- ・ JIS A1205 土の液性・塑性限界試験方法
- ・ JIS A1211 CBR試験方法
- ・ JIS K0058-1 スラグ類の化学物質試験方法第1部溶出量試験方法
- ・ JIS K0058-2 スラグ類の化学物質試験方法第2部含有量試験方法
- ・ コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書(平成24年3月 経済産業省産業技術環境局産業基盤標準化推進室)
- ・ 舗装再生便覧(平成22年版 (社)日本道路協会)
- ・ 舗装の構造に関する技術基準・同解説(平成13年9月 (社)日本道路協会)
- ・ 舗装調査・試験法便覧(平成19年6月 (社)日本道路協会)